

令和8年1月15日

令和7年度
第1回総合教育会議
議事録

文京区

令和7年度第1回総合教育会議議事録

第 1 号

令和7年度 第1回会議

日時：令和8年1月15日（木）午後1時10分

場所：第二委員会室

「出席」 文京区長 成澤 廣 修

文京区教育委員会 教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈
教育長職務代理者 清 水 俊 明
委 員 小 川 賀 代
委 員 福 田 雅
委 員 中 野 円 佳

「説明のために出席した区職員」 企画政策部長 新 名 幸 男
企画課長 川 崎 慎 一 郎
子ども施策推進担当課長 富 沢 勇 治

「説明のために出席した教育局職員」 教育推進部長 吉 田 雄 大
教育総務課長 熱 田 直 道

令和7年度 第1回総合教育会議次第

日時：令和8年1月15日（木）午後1時10分

場所：第二委員会室

1 開会

2 議題

- (1) 文京区こどもの権利に関する条例の検討経過について (資料第1号)

3 閉会

1. 開会

(13:10)

○成澤区長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回総合教育会議を開催いたします。

2. 議題

(1) 文京区こどもの権利に関する条例の検討経過について

○成澤区長 教育委員の皆様方には定例会前のお忙しい時間帯を差し繰りいただき、ご参加いただきましてありがとうございます。

本日は、「文京区こどもの権利に関する条例の検討経過について」を議題としております。

本区では、本年4月に「文京区こどもの権利に関する条例」の施行を予定しておりますが、子どもの健やかな成長を支えるため、こどもの権利について子どもも大人も正しく知り、区全体でこどもの権利を大切に守っていくさまざまな取り組みを進めてまいります。

この後、子ども施策推進担当課長より条例の検討経過等の報告をさせていただきますので、その後ご議論をいただければと思います。

それでは、早速ですが、子ども施策推進担当課長から、資料第1号の説明をさせていただきます。

○子ども施策推進担当課長 資料第1号をご覧いただきながらご説明さしあげられればと思います。

権利条例の準備状況につきましては、教育委員会におきましてこれまで2回ほどご報告さしあげております。本格的な準備が始まる直前の令和6年3月に1回目、それから、1年目の活動の後の令和7年3月に2回目ということで報告してまいりました。本日はこの2年間を通しての取り組みについて改めてご説明さしあげたいと考えております。

まず、資料第1号の1「文京区こどもの権利に関する条例（素案 修正案）について」でございます。こちらは昨年の9月議会にお示しした素案 修正案を別紙1として後ろのほうでつけております。振り仮名を振ってあるものが別紙1でございます。

こちらの素案につきまして、10月20日から11月20日の間にパブリックコメントを実施しまして、区民の皆様からご意見をいただいたところでございます。寄せられたご意見に関しましては、区の考え方もつけまして、今後公開する予定でございますが、本日はまず件数のみを速報としてご報告いたしたいと考えております。

資料第1号に記載のとおり、パブリックコメントでは205件のご意見をいただきました。また、区立小・中学校で貸与していますタブレットのL-Gateからも入れるようなページをつくってありまして、そちらを中心に子どもの方からお寄せいただいた意見は168件ございました。また、11月6日と9日の2日間にパネル展示型説明会という形で条例の中身をパネル化してわかりやすく説明しながら、自由にご来場いただくような説明会を開催したのですが、こちらは2日間で合計257名の方にご来場いただきまして、92件のご意見をいただいたところでございます。

今後、いただいたご意見等を踏まえて、条例の素案 修正案からさらに最終案という形で整えまして、1月22日の子ども・子育て会議を経まして、1月末の庁議に報告して、2月議会に上程する予定でございます。

次に、2「WEBアンケートによる意識調査について」でございます。令和6年10月・11月と令和7年5月・6月の2回に分けてWEBアンケートを実施したものについてご紹介しております。ご覧のとおり、1回目は8712人の方から回答をいただきました。2回目は6929人と、合計で1万5000人を超える方からの回答をいただきました。

結果概要は別紙2ということで、ちょっと分厚いものですが、おつけしております。概要版という形で調査2回分をくっつけたものをお配りしております。

本日はこの中の2点ほどをご紹介さしあげたいと思います。別紙2の2ページをお開きいただけますでしょうか。2「調査結果の概要」です。令和6年10月の1回目のアンケートでお聞きしたのに対してですが、「こどもの権利」を知っていますかという質問について、ご覧のとおり、「内容まで知っている」と「言葉だけは知っている」の合計が、小4以上はどの区分も7割から8割となっているところでございます。

次に、21ページ、22ページをご覧ください。令和7年5月、2回目のアンケートで行ったものです。先ほどは「こどもの権利」を知っていますかですが、今度は「こどもの権利」の具体的な内容について知っているかどうかということで、例えば「すべてのこどもが生まれたときから持っているもの」とか、「自分に関係のある事柄について自由に意見をあらわすことができ、その意見が尊重されること」など、子どもの意見の具体的な中身を選択肢として並べまして、それぞれ知っているかどうかを質問するような問いでございました。結果としては、21ページ、22ページともご覧いただきますと、認知度が最も低かったものが各年代とも共通しておりまして、「こどもに関することが決められ、行われるときは、『そのこどもにとって最もよいことは何か』を第一に考えてもらえること」。いわゆる子どもの最善の利益という考え方についてのものが各年代とも認知度として

は最も低くて、4割を下回っている状況でございました。今後、こどもの権利条例ができた後は、さらに周知啓発を積極的に行ってまいりたいと思うのですが、その中では子どもの最善の利益というものについて正しく知っていただけるようにしっかりとお伝えしていくことが大きな課題なのかなと認識しているところでございます。

アンケートはほかにも幾つかあるのですが、きょうはお時間の関係もありますので、省略させていただきます。

資料第1号にお戻りいただけますでしょうか。3「こどもに対する意見聴取について」でござい
ます。

文京区では毎年9月から11月を「文の京こども月間」と名づけておりまして、この期間に「こどもの権利」に関しての周知をたくさんやっというここと取り組んでおります。この期間を中心に、子ども本人から直接意見を聞く取り組みも積極的に行ってきたところでございます。そちらについてのご報告でござい
ます。(1)はb-lab、AQUABASE、中高生の居場所になっている施設での取り組みでして、b-labではクイズをつくったり、グループで話し合ったり、AQUABASEでは条例の前文を子どもたちにつくっていただいたのですが、そちらについてのご意見をいただいたりしました。(2)の中学生サミットにつきましては、6年12月と7年7月、連動して、つながるサミットという形でやられているのですが、10月の連絡会で、まずは子どもの意見に関する講演を行いまして、7月の段階では各校でこどもの権利について検討した内容を発表していただくような取り組みでございました。(3)「こどもヒアリング(小学生)」は、児童館を中心に私どものほうでお邪魔しまして、こどもの権利に関するすぐろくで遊びながら理解を深めた上で、グループでお話し合いをしたものでござい
ます。(4)は未就学児向けということで、区のほうで持っています子育てひろば汐見とか水道保育園で個別に子どもたちにヒアリングをしたところでござい
ます。また、(5)の障害のある方ということで、区立の小・中学校の特別支援学級、放課後等デイサービスで個別にヒアリングを行ったところでござい
ます。

6年度の取り組みについては7年2月の区議会文教委員会にて報告しております。7年度の取り組みは令和8年2月の文教委員会で報告させていただく予定でござい
ます。

個々の実施結果は資料が膨大なので今回おつけしてはございませんが、区議会の資料として区のホームページ上で詳細を載せておりますので、ご覧いただくことができるようになっております。

次に、4「こどもの権利推進リーダーについて」でござい
ます。令和7年1月から10月まで実施した推進リーダーの取り組みについてのものでござい
ます。区内の中高生に募集しまして、集まっ

ていただいて7回ほど会合を重ねました。6時から7時半という枠で来ていただいて、そこで権利についての理解を深めていただくとともに、自分たちで条例の前文案をつくっていただくという取り組みを行いました。7回のリーダー会議で延べ300人の中高生の方にご参加いただきまして、条例の前文案を子どもたち自身でつくっていただきました。子どもたちは非常に熱心に参加いただきまして、例えば言葉遣い一つ一つにもこだわりながら、こっちのほうの方がわかりやすいんじゃないか、そういった議論をしながら検討してもらったものでございます。

一旦、7月の段階で案ができ上がりましたので、8月には作成した前文案について文京区議会議員の皆様と意見交換会も行っております。

具体的な前文は、先ほどの別紙1の条例の冒頭のところ、「前文(ぜんぶん) こどもからの声(こえ)」ということで、1ページから2ページの中ごろにかけてが子どもたちがつくってくれたもの、そのものでございます。子どもたちの生の声として、こどもの権利の現状がどうであるか、それはどうあるべきなのか、そのために大人や社会に望むことは何か、また、自分たちができることは何かを子どもたち自身がグループ討議を通じてまとめ上げていきまして、この文章にたどり着いたところでございます。これを通じまして、子どもたちの生の声で条例を我々が制定する目的とか背景を示すものになっていると認識してございます。

また、条例の前文をつくっていく様子につきましては、今日お配りした区報ぶんきょう1月1日号の新春対談でも掲載しております。そちらにどんな思いでつくったかみたいなどころを書いております。全部で65人の方に参加申し込みいただいたのですが、その中で4名の方に代表してご参加いただきまして、対談という形になっております。また、この中身は47分もののCATV番組になっていまして、今だと、お配りした区報の3ページの下のほうにQRコードがございますので、こちらから入っていただきますと、ここの文面に書いているものが47分ものの動画、YouTubeで、子どもたちが生き生きとしゃべっている姿をご覧いただけるかなと思っております。

こどもの権利の推進リーダーの取り組みは令和8年度も継続して第2期を実施する予定でございます。前回は条例の前文をつくらうということだったのですが、今回はこどもの権利の周知啓発をさらに進めていきたいということで、どんなふうに周知啓発を進めていったらいいかを子どもたちと一緒に検討していきたいと考えております。例えば、動画とかパンフレットをこれからつくっていくことになるのですが、そういったものをつくるに当たって、どうすれば同世代の子どもたちに届くかといった観点から子どもたちにアイデアをもらいながら、場合によっては参加していただきながら進めていきたいと思っております。なお、リーダーの2期生に関しては現在

募集中で、今のところ 12 名の方に申し込みいただいています。ちなみに、ここに出てお二方は 1 期生なのですが、来年も来ますとお話しいただいております。

資料の 5 番ではスケジュールを触れております。3 月にはこのリーダー会議の第 2 期をスタートしたいと考えております。4 月からは条例の施行に入っていきたいと考えております。

資料の説明については以上となります。

○成澤区長 それでは、ただいま説明させていただきました文京区こどもの権利に関する条例について、教育委員の皆様からご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○清水委員 前文を子どもたちの声で作成するというのは非常にいいことだと思うのですが、例えばほかの自治体でもこういう取り組みをしているかどうかを教えていただければよろしいでしょうか。

○子ども施策推進担当課長 前文のつくりは自治体ごとに色が出るところでして、それぞれでございます。子どもからのメッセージみたいなどころでつけている自治体もありますし、あくまで行政のほうからのスタンスで書いているものもあります。ただ、子どもたちの声をそのまま載せる自治体はあまりないのかなと思っておりまして、そこは我々の文京区らしさの 1 つかなと。

なぜこうなったかという、経緯がありまして、リーダー会議をやっていく中で、まず前文をつくるに当たって、ほかの区の前文はどうなんだろうというのをみんなに見てもらったのです。それで感想を言う機会をつくったのです。そのときに子どもたちの中から、これは本当に子どもがついていますかという素朴な鋭い突っ込みがありました。きれいな言葉になっちゃっている部分もあるので、それを聞いた私としては、これは区が書いちゃだめだなと思いました。そういったものもありまして、子どもたちにつくってもらおうということで、今回、区のほうではなるべく手は出さずに、つくってもらおうということで進めてまいりました。

○清水委員 もう一つよろしいですか。先ほど権利推進リーダーの中で今後の周知に関してお話があったということですが、昨年の小学校の P T A 会長さんとのお話で、どちらかというと大人のほうがこの認知度が低いんじゃないかという話もありました。リーダーの話の中で、大人にどうやって話を進めていくか、認知度を上げていくかということに関して何か意見がございましたでしょうか。

○子ども施策推進担当課長 前文の中でも冒頭のところで、「わたしたちは、『こどもの権利』を持っています」の次に『こどもの権利』について、大人にも子どもにも、全ての人に知ってほしいです」ということが上がっています。最初、議論したときは、子どもたちが学ぶために学校とかいろんな

場所がいいんじゃないかという話があったのですが、それだけだと大人が知る機会がなかなかないんじゃないかというので、地域とかさまざまところで、それで前文も「大人にも子どもにも」という言葉が入っています。具体的にどんなやり方がいいのかは、これからいろんなやり方を考えるべきかなと思っているのですけれども、そういった意味では全ての方に正しく知っていただくというのが非常に大切なことなのかな、もしかしたら大人のほうが権利を守る義務を持っている立場になりますので、むしろ大人たちに正確に知っていただくのがすごく大切なことなのかなと思いますので、我々としてもわかりやすいパンフレットをつくったり、大人向けの周知をしていくようなセミナーのようなものを考えていきたいと思っていますところでございます。

○清水委員 最後にもう一つ。WEB アンケートを2回、半年ぐらい間をあけてやられているのですけれども、内容は違うんではないかと思いますが、半年間で認知度がこれだけ上がったといったところがわかるような結果があれば教えていただければと思います。

○子ども施策推進担当課長 9月に子育てフェスティバルがありまして、そこで「こどもの権利」について知っていますかというシールアンケートをとっております。1回目のWEBアンケートが10月なので、そういったアンケートを始める前です。その後、10月があって、5月で2回あった後に7年の子育てフェスティバルがありまして、そこでも同じように「こどもの権利を知っていますか？」というのを聞いたのです。それでいくと、最初の年は50%弱だったのですけれども、2回目のほう、7年の9月の段階では79.9%ということで、全体で30ポイント以上アップしています。やはりアンケートをやるに当たって、今回住民記録から抽出した全てのお子様に分宛ての名前ではがきが届くようにお送りしたのです。区内にお住まいの0歳から18歳の方にはその人の名前宛てではがきが届いている。それを2回やったというのは非常に効果があったということで、意見をお聞きするだけじゃなくて、こどもの権利を知ってもらうという意味でも非常に効果があった取り組みだったと認識してございます。

○清水委員 大変よくわかりました。次の目標は90%以上ですね。

○小川委員 ご説明ありがとうございました。清水委員の質問とちょっとかぶるところがあるのですけれども、子どもにはアンケートが行っているのですけれども、やはり周辺の人々の理解がすごく大事になってくるかと思えます。今回アンケートが直接自宅に届くというやり方かと思いますが、この内容について学校現場のほうではどのような形で共有されているのか。あと、今後どのように共有していくのかということについて教えてください。

○子ども施策推進担当課長 アンケートの周知をするときに、まずはご本人のお名前住所にはが

きを送りました。もう一つ、区立の小・中学校ではタブレットを貸与されていて、そこで L-Gate というアプリがありますので、その中でこのアンケートにも入っていただける入り口もつくりました。子どもたちからすると、学校で使っているタブレットからも気軽にアンケートができるような状況もありましたので、そういった周知のところ。また、各学校さんにも別途、アンケートやっていますよというお知らせのものをお渡ししたので、学校ごとにそれぞれのやり方の中でご周知いただいたという話を聞いております。

○小川委員 追加で、先生方への内容の共有というんですか、アンケートの結果とか条例の前文みたいなものを先生方にも浸透させる必要があるんじゃないかと思ったのですけれども、その点についてはどのような取り組みを行っているのか教えてください。

○子ども施策推進担当課長 アンケート直接ではないのですけれども、この取り組みの中で6年度は学校の先生の研修に私どものほうでお邪魔しました。新人職員の方と副校長、副園長、主幹教諭でしたか、ナンバースリーになる方の研修、3段階の研修に私どもでお邪魔しまして、こどもの権利についてちょっとお話しするような場面がございました。また、こちらの結果に関してもご覧いただける形になっていますので、これから条例ができましたら、そういったものを学校現場でもぜひお知らせいただきたいので、先生方にも情報共有を図っていきたいと考えているところでございます。

○小川委員 平日、一番の時間を過ごしているのが学校の中だと思いますので、ぜひみんなで共有していけるよう推進していただきたいと思います。

○丹羽教育長 学校の関係で補足です。中学生サミット連絡会があったと思うんですが、基本的に各中学校の生徒会を中心とした子たちが、6年12月の連絡会で浦和大学の先生の話をお聞きしました。そこには各学校の校長先生とか生徒会担当の先生もいらして、学び、今度その子どもたちが学校に持ち帰って、やり方は学校によっていろいろあると思うのですけれども、自分たちでアンケートをしてみたり、どんなことをやったらいいと思いますかみたいなことをやって意見を集めて、それを令和7年7月の連絡会で発表するというのをやっております。中学生に関してはこういうことも学校ではやっております。

○中野委員 今のご説明で中学については割と解決したところもあるのですけれども、こどもの権利推進リーダーは、募集するような形になって、それ以外のヒアリングとかは、ある意味いきなり行って、そこにたまたまいた子が対象になっていたということなんですか。

○子ども施策推進担当課長 3番の意見聴取ですね。いきなり行って聞くわけではないので、例え

ば小学生向けのところは児童青少年課に相談して、児童館でぜひこの取り組みをやりたいという中でご紹介いただいたところです。事前に私どもも現地に伺いまして、先生方とも調整しながら、どんな感じで進めますかねと。園ごとに違って、例えば（3）のこどもヒアリング（小学生）ですけど、湯島児童館は全員でいろんなことをやるという体制らしいんです。全員参加しますという話でした。ほかの児童館は有志といますか、やる気のある子に声をかけた。児童館ごとにやり方が大分違うので、それぞれ合ったやり方を探そうということでやりました。

また、（5）特別支援学級は、絵つきのシートも用意したのです。絵もつけたわかりやすいものをつくって、この選択肢でいいかどうかを学校の担当の先生とも話し合いながら、少し手直しもしていただきながらやったので、それぞれ学校や訪れる先ごとにカスタマイズした上で、そこでの支援も受けながらやりとりさせていただいた、そんな感じで進めてまいりました。

○中野委員 先ほどの、前文を子どもたちの生の声でつくったとか、すごくいい取り組みだと思う一方で、それにかかわっていない子どもたちが、もちろんアンケートとかは答えているかもしれないんですけど、実際、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見をあらわすことができるとか尊重されることというのが、各学校の、これをつくるというだけじゃなくて、これを実践していく上でのこれからの活動に反映されていくと、なおよいのかなと思いました。

もう一つは、先ほどの小川委員からの質問とも若干重複するんですが、私も大人のほうが気になります。小学校に自分の子どもが行っているのを見ていても、先生たちの中にも知識としてこどもの権利が入っていたとしても、じゃ、学級運営、30人ぐらいをどうするか、子ども同士のぶつかり合いがあったときどうするかとか、何やかんやで行事をちゃんと回さないといけないというので、子どもの意見をあまり聞かずにやらざるを得ないと思っている先生方は結構多いんじゃないかという気もするので、インプットする機会だけじゃなくて、どうしたら実践的にこういう場面で子どもの意見を尊重できるのか、こどもの権利を守れるのかみたいなところをディスカッションする場もあるといいのかなという感想を抱きました。

○福田委員 拝見して非常に網羅的で、一文一文もよく考えられていて、非常に質の高いものだなと改めて思いました。

これは質問というよりは私の意見なんですが、皆さんと同じように、どう周知していくかということが非常に大事だと思いますし、どれだけ多くの方が自分事化するか。ここに書いてあるのは子どもが読むものじゃない。区の役割から、保護者の役割から、区民と地域の人たちの役割まで物すごく網羅的に記載されているので、子どもと教育現場だけではなく、どれだけ多くの方に周知して

いくかがすごく大事だと思う中で、私は個人的に感じたのは、実はスポーツの現場でも非常に大事な概念というか持っていなきゃいけないこと。

皆さん、あらゆる競技の小学生の試合をご覧になっていただけるとわかるように、怒号と、子どもに対しても審判に対しても物すごいんですね。サッカー界において一番マナーが悪いのは4種年代、要するに子どもの年代と言われているぐらい、見ている大人も、それに乗っかる子どもたちも、むちゃくちゃなんですね。それこそ文京区にはこれだけスポーツ団体がありますので、スポーツ団体との連携はぜひしていただきたいと個人的に思いました。

サッカー界では、あるときから「リスペクト」という言葉をキーワードとして使い続けたのです。最初はリスペクトの意味も、英単語で習いますけれども、どういう場面でどういうふうに関係トという考えを持つのかは多くの方がわからなかったのですけれども、今、リスペクトという言葉が包含するものをサッカー界としても広く深く持てるようになった。レフェリーに対するリスペクト、それこそこの場をつくってくれた方々に対するリスペクト、感謝。そうやって、たった1つのワードをずっと言い続けることによって、知らぬ間に深まっていくことがあるので、これをうまく周知させるキーワード、パワーワードが欲しいと思いながら見ていました。サッカー界は「RESPECT」という旗もつくったのです。常にその旗を掲げる。子どもは最初その意味をわからないんですけれども、だんだんと何となくわかっていくということがあったと思うので、スポーツ団体との連携も含めて一度ご検討いただければと思います。

○成澤区長 さまざまなご意見を頂戴しました。ありがとうございます。

私もこの区報特集号をつくるときに、推進リーダーの中高生たちと直接話をしましたが、ある程度文字に落とせる年齢ということで、中高生を中心に前文を書いてもらいました。この対談の中でもまさに中高生たちが言っていました、自分たちで書いていると中高生の目線になってしまった、子どもというのは小学生やもっと低年齢の子たちもいるんだということで、表現の仕方を一回書き直しているのです。彼らなりに子ども全体の利益を反映するためにいろいろ話し合いをしながらつくってもらったのがこの前文だろうと思っております。この後、もう少し微修正があるように聞いていますが、条例案にする段階では前文は直さず、一字一句子どもたちが書いたまま、子どもたちの作品を議会に提案するというをお約束しています。第2期の推進リーダーの人たちには普及、推進についてしっかりと検討していただきますので、推進リーダーとともにさまざまな普及事業に努めていきたいと思えます。

さっきの（区報）左側の2人の子は第2期もやってくれるという話を課長がしましたけれども、

右側の2人の子たちは高校3年生で18歳になっていて、対談の中でこの2人が、自分たちはせっかくつくった条例を守って広める側になると高らかに宣言していたのも頼もしいと思いますし、この子たちのパワーをしっかりと生かしていきたいと思います。

また、PTAの皆さんと教育委員の皆さんとの対話のときに参加いただいた中P連は、このことに非常に熱心に取り組んでくれていますし、青少年委員会が六者研でテーマにしたのです。六者研というのは、青少年委員、小・中のPTA、小・中の副校長、地域学校協働本部の責任者の人たちで、学校にかかわる人たちが年に一度合同研修をしようという場でテーマにさせていただいたりしております。保護者や教員への理解促進もとても大事なテーマだと思いますので、今後ともそのことについても配慮しながら、次年度以降の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中野委員 さっき言おうかなと迷って、福田委員の発言で、やっぱり言うておこうと思ったんですけど、スポーツとか習い事もそうですし、文京区という意味では、塾とかそういうところのカルチャーみたいなものが結構あると思っています。学校でこういうことを進めていく反面で、塾の点数が低いクラスは人権がないみたいなことを子どもとか親とかが同じ「人権」とか「権利」という言葉を使って、小学生で言っていたりする実態もあると思うんですね。塾というと、教育委員会としてもかかわりにくいですし、そもそも区をまたいでいる可能性もあると思うんですけど、条例ということでいうと、スポーツ団体とか塾とかそういうところにはどういう形かでかかわらせることができるんでしょうか。

○子ども施策推進担当課長 条例自体は理念条例と言われているもので、基本的な考え方を示すようなところなので、すごく具体的な義務とか責任を負っていただくような感じではないんですね。こういう考え方をみんなで守っていきましょうとかそういうものになる。そういった中では、例えば「区民等」という表現の中に、「区内で活動する事業者」というのが入ったり、「育ち学ぶ施設」という中では私立、公立にかかわらず学校とかいろんなものが入ってきますので、条例の考え方を守っていただきたい対象にはなり得る。あとはその中でそれぞれがこどもの権利を捉えてどういう判断でどう行っていくかは、それぞれの団体の考え方になると思うのです。ただ、文京区としてはこう進めていきたいというのをお示ししていますので、それを踏まえて、まさに子どもの最善の利益、子どもたちにとって最もよいことは何なのかをそれぞれの立場の方がそれぞれで考えていただいて、子どもたちがより心地よく過ごせる環境をつくっていただければというものなのかな。我々のほうでも、こういったほうがいいみたいのが出てくるようであれば、それを少しPRするとかがあるかもしれないんですけども、このスタート地点としては基本的な考え方をお示ししてい

るので、それを踏まえて皆さんと一緒に子どもたちにとってよい環境をつくっていきましょうという働きかけをしていくところかなと理解しております。

○中野委員 子どもたち側の意識が高まってくると、塾でやられていることに、子どものほうが、これっておかしいよねと見ていける力がつく。子どもたち自身が批判的に見ていけると、それが一つの解決策なのかなと思うのですけれども、わかりました。ありがとうございます。

○成澤区長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

以上、さまざまなご議論をいただきまして、ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。

3. 閉会

○成澤区長 これをもちまして、令和7年度第1回総合教育会議を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

(13:46)